

令和3年11月30日 招集

## 11月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

# 新潟市西蒲区農業委員会

## 令和3年11月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年11月30日(火)午後3時30分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (18人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	6番 広川 浩	7番 清水 和子
8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛	10番 堀内 多計司
11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁
14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫
17番 槇田 士農夫	18番 吉田 浩	19番 田中 一男

4 欠席農業委員

5番 長谷川 浩成

5 出席農地利用最適化推進委員 (18人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
6番 青柳 一	7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満
9番 鐺城 正史	10番 高井 榮志英	14番 本間 真由美
15番 八木 寿久	16番 赤川 勢一	17番 小林 克巳
18番 高橋 仁	19番 田中 重樹	22番 竹内 隆明
24番 岡村 直樹	25番 高橋 忠雄	27番 長谷川 一利

## 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭  
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹  
農政振興係長 佐藤 政道

## 7 議事日程

### (1) 開 会

### (2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

追加 議案第48号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する買受適格照明書の交付について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第47号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

### (3) その他

### (4) 閉 会

## 8 会議の概要

開会時間：午後3時30分

事務局長	定刻になりましたので、これより11月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、5番、長谷川浩成委員が欠席となっておりますが、会議は成立しています。併せて、18名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、9番、棚邊友衛委員、10番、堀内多計司委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第46号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第46号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、説明します。 中之口地区において、当初計画者は、申請地を農業用施設用地とする計画で、平成11年に追認許可を受け事業実施しましたが、諸藩の事情により、酪農業より撤退することを決意し、本年7月に牛舎の取り壊しを行いました。当初計画者は、今後、申請地を蔬菜畑として使用することを考え、既に原状回復を行い、現況地目を畑として農地基本台帳への登載を願い、この度、事業計画変更承認申請を行ったものです。本申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農業経営者である当初計画者が、今後、農地として使用して行く内容であることを確認済みです。調査委員会へ付託されている案件です。

	<p>続きまして、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、西川地区において、譲渡人が離農を考え、申請地を親戚関係にある譲受人へ贈与するものです。</p> <p>2号及び3号案件は、潟東地区において、申請者である双方が、耕作の利便性を考え、申請地の交換を行うものです。</p> <p>4号案件は、潟東地区において、農地所有適格法人である譲受人が、構成員から申請地を贈与により現物出資を受け、資本の増資を図るものです。</p> <p>5号及び6号案件は、潟東地区において、いずれも、高齢となった譲渡人が離農を考え、申請地を規模拡大希望のある譲受人へ贈与するものです。</p> <p>7号案件は、巻地区において、譲受人が、耕作地の近隣にある申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。</p> <p>8号案件は、巻地区において、譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。</p> <p>以上の申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
11番（清水和子委員）	<p>それでは、去る25日、西蒲区役所302会議室で行われました調査委員会における審議案件について報告します。</p> <p>出席委員は8名で、調査委員長は、わたくし清水和子が務めました。</p> <p>今回は、農地転用案件がないため聴取案件はなく、転用地から農地へ戻すための農地転用事業計画変更承認申請、1件について審議をいたしました。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。</p> <p>ここに記載のとおり、申請案件について、事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、承認相当との意見で全委員一致いたしました。</p> <p>また、追加議案書1ページ及び2ページにあります、農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第46号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、採決</p>

	<p>します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長（農地部長）	<p>皆さんから異議がありませんので、承認と決定します。      続きまして、議案第48号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
(異議なし)	<p>(異議なし)</p>
議長（農地部長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。      続きまして、報告事項に移ります。      農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する買受適格証明書の交付について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。      最初に、岩室地区です。1号から3号の3件、13筆、10,911㎡が、この度の解約地となっています。      続きまして、西川地区です。4号、5号の2件、46筆、33,828㎡が、この度の解約地となっています。      続きまして、潟東地区です。6号から11号の6件、24筆、17,867㎡が、この度の解約地となっています。      続きまして、中之口地区です。12号から21号の10件、30筆、72,268㎡が、この度の解約地となっています。      最後に、巻地区です。22号から29号の8件、15筆、38,314㎡が、この度の解約地となっています。      次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。      相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したのものについて4件の届出があり、受理しましたのでご報告します。      なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。      次に、農地の転用事実に関する照会書について、ご報告します。      1号及び2号につきましては、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、いずれも非農地として回答しましたので報告申します。      次に、農地法第5条転用届出に関する買受適格証明書の交付について、報告します。      1号につきましては、巻地区において、届出人が、競売落札により駐車場の造成を行うことを目的とし、新潟地方裁判所が実施する競売に参加するため届け出がなされ、買受適格証明書を交付しましたので、報告します。      次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。      1号は、岩室地区において、畑1筆、154㎡を駐車場造成敷地とする計画で届け</p>

	<p>がありました。</p> <p>2号は、西川地区において、畑1筆、117㎡を個人住宅建築敷地とする計画で届け出がありました。</p> <p>3号は、巻地区において、畑1筆、161㎡を個人住宅建築敷地とする計画で届け出があり、4号は、田1筆、362㎡を個人住宅建築敷地とする計画で届け出がありました。</p> <p>5号は、巻地区において、田2筆、325㎡を住宅拡張敷地とする計画で届け出がありました。</p> <p>以上の5件について、いずれも受理をしましたので報告申します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<p>&lt;増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ&gt;</p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。</p> <p>議案第47号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第47号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。</p> <p>はじめに一般案件、令和3年利用権促進事業地区別実績表の新規分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、潟東地区、2件、田、19,838㎡、巻地区、4件、田、17,105㎡、合計、6件で、田の計36,943㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区、1件、田、4,034㎡です。</p> <p>契約期間10年は、潟東地区、2件、田、20,204㎡、中之口地区、4件、田、27,817㎡、畑、661㎡、計、28,478㎡、巻地区、2件、田、19,799㎡、合計、8件で、田畑の計68,481㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は15件、田畑の計、109,458㎡です。</p> <p>詳細については、1号から15号に記載のとおりです。</p> <p>次に所有権移転です。実績表の上段が交換、下段が売買ですが、今月は、交換はありませんでした。</p> <p>売買は、西川地区、1件、田、16,802㎡、潟東地区、1件、田、2,042㎡、合計2件で、田の計、18,844㎡です。</p> <p>詳細については、1号及び2号に記載のとおりです。</p>

	<p>次に、利用権設定の更新分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区、1件、田、6,533㎡、潟東地区、1件、田、1,004㎡、巻地区、13件、田、96,202㎡、合計、15件で、田の計103,739㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区、7件、田、12,875㎡、潟東地区、1件、田、1,063㎡、巻地区、1件、田、1,519㎡、畑、815㎡、計、2,334㎡、合計、9件で、田畑の計、16,272㎡です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区、10件、田、38,351㎡、西川地区、3件、田、9,189㎡、中之口地区、5件、田、46,046㎡、畑、869㎡、計、46,915㎡、巻地区2件、田、7,355㎡、合計、20件で、田畑の計101,810㎡です。</p> <p>以上、更新の合計は44件、田畑の計、221,821㎡です。</p> <p>詳細については、1号から44号に記載のとおりです。</p> <p>なお、14ページ1号は、利用権の移転で耕作者の変更です。</p> <p>次に、農地中間管理事業関連についてです。</p> <p>令和3年利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の新規分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、巻地区、1件、田、2,357㎡です。</p> <p>契約期間10年は、西川地区、6件、田、63,163㎡、畑、1,608㎡、計、64,771㎡、潟東地区、2件、田、8,642㎡、中之口地区2件、田、28,996㎡、巻地区4件、田、37,810㎡、合計、14件で、田畑の計、140,219㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は、15件、田畑の計、142,576㎡です。</p> <p>詳細については、1号から、15号に記載のとおりです。</p> <p>以上、一般案件及び農地中間管理事業関連はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。6号及び8号案件については、関係委員16番委員の退席をお願いします。</p>
	<p>&lt;関係委員 16番 田邊重夫委員 退席&gt;</p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは、6号及び8号案件について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。</p> <p>関係委員の入場を許します。</p>



	<関係委員 16番 田邊重夫委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。 なお、決定された計画は、令和3年12月14日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告をお願いします。
事務局（農政振興係長）	新潟市農用地利用配分計画（案）について、説明します。 地区別実績表です。 利用権設定の契約期間3年は、巻地区1件、田、2,357㎡です。 契約期間10年は、西川地区、6件、田、63,163㎡、畑、1,608㎡、計、64,771㎡、 潟東地区、2件、田、8,642㎡、中之口地区、2件、田、28,996㎡、巻地区、4件、田、37,810㎡、 合計、14件で、田畑の計、140,219㎡です。 以上、新規の合計は、15件、田畑の計、142,576㎡です。 詳細については、1号から、15号に記載のとおりです。 先ほどの議案第47号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、 利用配分計画（案）を作成した内容となっています。 なお、4ページ1号及び2号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。
議長（農政振興部会長）	事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありませんか。
	（質問なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。
事務局（次長）	11月の会務と12月の業務予定について報告します。 11月の会務報告はご覧のとおりです。 17日は、耕作放棄地解消プロジェクトとして取り組んでおります松野尾の圃場において、 女性委員の皆さんが作成した紙芝居を、地元の松野尾保育園の子どもたちに披露し、 子どもたちと一緒に大根を収穫しました。

	<p>次に12月の業務予定です。</p> <p>7日と8日にかけて、市内6農業委員会の会長が佐渡市農業委員会を視察し、意見交換をする予定で、間宮会長が出席します。</p> <p>また、同じく7日には新潟県女性農業委員等研修会・定例総会の開催が予定されており、女性委員の皆さんが出席されます。</p> <p>10日は、農業者年金加入推進対策会議が開催されます。各地区加入推進部長及び女性委員の皆さんの出席をお願いします。</p> <p>13日は、西川地区審査委員会が開催されます。西川地区の委員の皆さんの出席をお願いします。</p> <p>16日及び17日は、県外視察研修ということで、28人の委員の皆さんの参加が予定されています。なお、視察研修に参加される皆さんには、出発前までに研修のしおりなどの資料を郵送する予定です。</p> <p>12月の調査委員会は22日に開催する予定です。今回は第3調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>12月の定例総会は27日に開催の予定です。時間は午後2時00分から、巻地区公民館3階小ホールでの開催となります。今年最後の定例総会となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>最後に、本日の定例総会終了後に農業者年金の制度改正について、簡単にご説明しますので、このままの席でお待ちくださるようお願いいたします。私からは以上です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	(なし)
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして11月定例総会を終了します。

閉会時間：午後4時10分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 棚 邊 友 衛

署名委員 堀 内 多 計 司

